

## 新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目変更箇所

新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目（2020年11月1日改訂版）の、旧「記載項目」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
3	<p>2. 経営管理体制等について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 最近3年間及び申請事業年度の役員等について 最近3年間(代表取締役については最近5年間)及び申請事業年度の役員、役員に準ずる者(執行役員、相談役、顧問等)及び補欠の役員について、次の項目をご説明ください。ただし、該当者が退任している等で記載が困難な項目がある場合には、理由を示し、当該項目の記載を省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名(ふりがなを付して)及び経歴(生年月日、最終学歴、申請会社入社前の全職歴、申請会社における主な職歴及び担当業務、最近10年間の賞罰等)</li> <li>・他の会社・団体等から移籍している場合には具体的な移籍の経緯・理由</li> <li>・他の会社・団体等の役職員等を兼職している(子会社及び関連会社との兼職は除きます。)場合には兼職先名、兼職先での業務内容(兼職先で役員に就任している場合には常勤・非常勤の別など具体的な兼職の内容、申請会社における常勤役員については、兼職の経緯・理由)</li> <li>・退任している場合には退任年月、退任の経緯・理由</li> </ul> <p><u>・申請会社における非常勤役員が申請会社及びその子会社の重要な会議体(コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載されるものを除く)の出席者である場合、当該会議体の名称、出席する目的</u></p> <p>(8)～(19) (略)</p>	<p>2. 経営管理体制等について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 最近3年間及び申請事業年度の役員等について 最近3年間(代表取締役については最近5年間)及び申請事業年度の役員、役員に準ずる者(執行役員、相談役、顧問等)及び補欠の役員について、次の項目をご説明ください。ただし、該当者が退任している等で記載が困難な項目がある場合には、理由を示し、当該項目の記載を省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名(ふりがなを付して)及び経歴(生年月日、最終学歴、申請会社入社前の全職歴、申請会社における主な職歴及び担当業務、最近10年間の賞罰等)</li> <li>・他の会社・団体等から移籍している場合には具体的な移籍の経緯・理由</li> <li>・他の会社・団体等の役職員等を兼職している(子会社及び関連会社との兼職は除きます。)場合には兼職先名、兼職先での業務内容(兼職先で役員に就任している場合には常勤・非常勤の別など具体的な兼職の内容、申請会社における常勤役員については、兼職の経緯・理由)</li> <li>・退任している場合には退任年月、退任の経緯・理由</li> </ul> <p>(8)～(19) (略)</p>

ページ	新	旧
9	<p>4. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類について</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会、<u>監査等委員会</u>)議事録の写し</p> <p>c 最近1年間及び申請事業年度の監査計画の立案から実施、報告等に至るまでの一連の監査役監査(監査委員会監査、<u>監査等委員会監査</u>)資料の写し</p> <p>d ~ n (略)</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類について</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会)議事録の写し</p> <p>c 最近1年間及び申請事業年度の監査計画の立案から実施、報告等に至るまでの一連の監査役監査(監査委員会監査)資料の写し</p> <p>d ~ n (略)</p>

以上